

防衛庁訓令第 1 1 3 号

自衛隊法第 1 0 5 条の規定に基づく損失補償額の決定等に関する訓令を次のように定める。

平成 1 8 年 1 2 月 2 7 日

防衛庁長官 久間 章生

自衛隊法第 1 0 5 条の規定に基づく損失補償額の決定等に関する訓令

防衛施設庁長官は、自衛隊法（昭和 2 9 年法律第 1 6 5 号。以下「法」という。）第 1 0 5 条の規定に基づく漁船の操業の制限又は禁止（以下「操業制限等」という。）による損失補償額の決定等に関しては、次の各号の定めるところにより行うものとする。ただし、特に重要異例なものについては、その都度、防衛大臣の決定を経るものとする。

(1) 法第 1 0 5 条第 4 項の規定による損失補償申請書

を受理すること、並びに同条第 6 項の規定により補

償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には、

補償の額を決定し、これを申請者に通知すること。

(2) 法第105条第6項の規定により、補償の額を決定する場合には、次の基準によること。

ア 漁業者に対しては、操業制限等を受けた期間に係る平年漁業所得額（操業制限等の直前の3年以上の間の漁業総収入金額又は総益金からそれぞれその間の必要経費又は総損金を控除した額の平均額に相当する額をいう。）から操業制限等を受けた期間における実際の漁業所得額を差し引いた額の8割に相当する額

イ 漁業従事者に対しては、操業制限等を受けた期間における通常受けるべき賃金の額の8割に相当する額から操業制限等を受けた期間における実際の賃金の額を差し引いた額

(3) 前号の基準により補償の額の決定を行う場合において、操業制限等以外に漁業所得額又は賃金の額に影響を及ぼすような事情があったと認める場合にはこれを考慮すること。

(4) 法第105条第7項の規定による異議の申出を受理すること、及び同条第8項の規定によりその申出について決定し、これを申出人に通知すること。

附 則

この訓令は、平成19年1月9日から施行する。